

# 農地を所有者が自ら転用する場合の手続きについて

## 農業用施設用地への転用

### STEP 1

地域計画の変更手続き  
※地域計画対象地の場合のみ必要

### STEP 2

用途変更手続き  
※農用地区域内農地の場合のみ必要

転用面積 2 a 未満

### STEP 3

農地法 4 条 1 項 8 号の転用届  
※届出後から転用可能

### STEP 3

農地法 4 条転用許可申請  
※許可後から転用可能

転用面積 2 a 以上

## 非農業用途での転用

### STEP 1

地域計画の変更手続き  
※地域計画対象地の場合のみ必要

### STEP 2

農振除外手続き  
※農用地区域内農地の場合のみ必要

### STEP 3

農地法 4 条転用許可申請  
※許可後から転用可能

## 一時的な転用（3年以内かつ農地に復元）

### STEP 1

農地法 4 条転用許可申請  
※許可後から転用可能

地域計画及び農用地区域に関することは  
農林課農政班へお問い合わせください。  
TEL0837-52-1115